

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 28 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24602007

研究課題名(和文) 国際人権の国内受容過程の検討枠組の再構築 ジェンダー法とマイノリティ法からの試論

研究課題名(英文) Reconstruction of frameworks for the domestic acceptance processes of the international human rights: from the point of views of gender laws and minority laws

研究代表者

澤 敬子 (SAWA, Keiko)

京都女子大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：60340444

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：法分野の持つ特性を考えるならば、ジェンダー、マイノリティに関する法については、法の形骸化や回避の可能性が不可避に生じ得ると考えられ、法の機能の仕方、実質化の過程を不断に検討し、法の連関性の観点からこれを位置づける必要性が、本研究によって明らかになった。また、法分野横断的な検討のなかでこれらを位置づける必要性も明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This study clarifies that gender laws and minority laws, if the characteristics of the areas of laws being well considered, should be positioned from the point of view of "the linkage of laws" on how they function, as, for example, the avoidance of laws and transformation of the meaning of laws may occur inevitably in their real functioning processes. In addition, it reveals the need to cross-examine them over the multiple areas of laws.

研究分野：法社会学

キーワード：国際人権 ジェンダー マイノリティ

### 1. 研究開始当初の背景

今日の法のグローバル化のなかで、マイノリティやジェンダーに関する法についても世界標準が形成されつつあり、それがアジアを含む各国に浸透しつつある。そのような中で、ジェンダーに関する権利とマイノリティの権利は、ともにその社会でのシティズンシップや集団の在り方を変更しミクロな部分での権力関係の変更を迫るものであり、両者はエンパワーのための理論や戦略、課題について共通性を持ちつつ相互に作用し合ってきた。しかし、日本においては、どちらもともに、対抗的言説・政治力の影響、人権に関する権利運動の影響力の限界、司法における国際法の位置と司法消極主義、従来の行政による「人権政策」の限界等の問題とその相互過程の影響等を受けて、どちらの課題もその展開にある種の限界を策定されてしまっているかの状態にある。

このような状態において、女性差別撤廃条約をはじめとした国際人権条約による人権の国内での受容状況について、法形成・法執行・法運動・権利主体を視野に入れたうえで法や社会の状況を総体的に理解できる枠組が必要であると思われた。

### 2. 研究の目的

そこで、日本のジェンダー、マイノリティの人権の状況とそこでの権利の状況を位置付けることができるような、国際人権の国内受容過程を含めた法過程モデルを考えることを本研究の目的とした。

### 3. 研究の方法

上記の目的を果たすため、法の過程として以下に注目した。国際的な規範が影響力を及ぼす過程、政策形成・実施の過程、対抗的な文化規範や言説が影響力を及ぼす過程、法理論の進展や裁判、司法教育に見る位置付け、関連する法・社会運動の動向や政治・政策への影響、当事者らの意識・認識と法行動、及び、それらの相互作用の過程である。これらは、複数の学問分野における研究領域でもあるが、本研究においては法社会学での諸議論を主たる参考とする。

検討の主たる対象は当初以下であった。ジェンダーについては、アフーマティブ・アクション、ドメスティック・バイオレンス、法曹、マイノリティ女性の人権、外国人の人権についてである。アフーマティブ・アクションは、集団と個の間の規範変更を扱い、マイノリティとジェンダーの両者に共通する特徴が、最も強く見てとれるものであり、裁判官、弁護士を含む法曹は司法での受容状況を規定する大きな要因であり、DVは親密圏という最も権力関係の変更が困難な場における変更の試みであり、対抗的文化の存在にもかかわらずそこへの国際人権の介入がどのように実現化されるかという点が注目され、また、「マイノリティ女性」としての

外国人女性の人権については、「マイノリティ女性」という国際人権におけるカテゴリー形成と現実の場での人権適用・受容の困難さが注目される。新来外国人の在留権は、外国人の在留についての国と地方自治体での役割分担の変更を含む大きな制度変革の時期にあり、そこでの人権論の展開と市民・政府・自治体の動きが特に注目される。

これらに関する人権受容の在り方を、先に提示した法の過程との関連で検討し、次に、これらがどのような相互作用過程で行われているかについて検討する。そのうえでそれぞれの検討において顕著となった論点や特徴を整理し、対象とした人権の受容までの相互過程のモデルを抽出することとした。

### 4. 研究成果

(1)以上のうち実際に可能であった検討を経て、以下の複数のモデルによって受容過程を説明することとした。最も主要なモデルは、法関連モデルである。このモデルは、法関連行為という概念を鍵にしたうえ、その着眼点として当事者、法機関、法なるもの、社会を取り上げ、これらを法関連行為との関連で説明するモデルである。以下概要を説明する。まず、このモデルでの法関連行為とは、個人または集団、法人や自治体や国家が、法にかかわって行うすべての行為を指す。その際、いわゆる法的な紛争になって以降の選択や行為だけでなく、法的な紛争になる以前の選択や行為も視野に入れて考える。

当事者の法関連行為の様態は、裁判だけでなく、裁判外の紛争処理制度の利用、自治体や国を相手方とし行政との交渉や申し入れをするもの、政治的な解決を模索するものなどさまざまであるが、ここでは、問題を認識し法と関わるまで、関わってから全ての行為を、法にかかわる部分を持つものであるという点において法関連行為と呼ぶこととする。このような当事者らの法関連行為の内容は、当事者に関わるミクロからマクロまで多様な要因によって規定される。

法関連行為のもう一つの重要な着眼点が法機関である。法機関とは、法に関わるすべての機関をいう。この場合の機関とは、行政機関や裁判機関などのような組織全体の呼称と、法と関わる役割を持つ人々の呼称との、と両方の意味を持つが、法機関を、そこで法に関わる人々に分解して考えてみると、たとえば裁判官をはじめとした裁判所で裁判や調停に関わる人々であり、警察官、検察官、弁護士、司法書士、行政書士、入国管理事務や区役所の住民登録事務にあたる職員等である。当事者の法関連行為の多くは、法機関の法関連行為との相互の関わりの中で生じる。法機関の定義を広く考える場合には、立法機関と行政機関もこれに加えられる。

裁判官の法関連行為を考えるに際して、ま

ず理解すべきは判決である。また、判決に影響を与えている可能性を持つものが、法の論理以外にもあるならば、これらも重要である。これは、裁判官以外の法機関についても同様である。たとえば、特定の領域を扱う弁護士、男性または女性法曹、上級行政官僚、人々と直接に顔を会わせて法の運用を行う人々において、その法機関の法的地位、有する資源、機能、構造に関わる変容が生じていたり、何らかの内部ルールや規範が共有されていたりすることによって、彼らの法関連行為が影響を受けている可能性があるならば、このような変容、ルールや規範に注意を払うことも、法の現実を規定する要因を見つけ出すことになる。

もう一つの着眼点は「法なるもの」である。当事者は、常になんらかの利害、感情や志向、価値観、道徳や法についての考え方に左右されて、物事と関わっていく。そのような中で、法的な規範も、時には個々の人を内面的にも拘束する重要な規範として、また時には交渉において役立つ便利な基準や道具として、人々によって認識、言及され使用されていく。そのような、人々による法への準拠・非準拠、使用・不使用、回避などに見られる様々な法との関わりによって、法は社会の中に姿を現わす。このように姿を現した法を、本モデルでは「法なるもの」と呼ぶ。「法なるもの」は、当事者や法機関による法関連行為が行われる時に現れる法の姿である。法の文言は規範や合法性の在りようを示しその存在だけでも意味を持つが、たとえ判例や法解釈によって新しい考えや理論が示されようとも、それを人々が受け入れて準拠としない限り、その法は社会に根付いていかず、人々の多様な法関連行為こそが、社会の中に「法なるもの」を生み出し続ける。

最後に、社会も、法関連行為の重要な着眼点である。社会のどの部分をどのような観点で捉えるかは多様である。いずれの場合も、当事者や法機関の法関連行為や「法なるもの」を、これらの社会の変化や特徴との関連において考えることができる。ただし、その際の社会は、法関連行為や法なるものから切り離されて存在するのではなく、これらと相互に関連している。たとえば、ある人が持つジェンダーについての規範意識や認識は、家庭や学校教育、職場経験やカップル関係での経験など、その人とその周りの社会、家庭、学校、職場、地域、メディアなどのジェンダー規範や認識を、部分的ではあれ映し出したものとなっている。そして、セクシャル・ハラスメントやDVの被害者であっても、当事者の法関連行為を規定するミクロやマクロの要因によって、また自分の中のジェンダー規範やジェンダーについての認識によって、被害を主張するに至らないこともある。社会の中で生み出されるジェンダー規範が、

当事者の認識と法関連行為を含む行動を規定するのである。しかも、当事者の法関連行為は、当事者自身が持つ規範や認識に影響を受けるだけでなく、当事者のまわりの人々や社会の人々が持つジェンダー規範によっても、さらに影響を受ける。

またこのような法関連行為は、たとえばDVならば、カウンセリングやNPOへの相談を経ることや直接に国や自治体の担当機関や弁護士、警察、裁判所などの法機関と関わるが、これら法機関の人々も既に社会の中のジェンダー規範を内面化しており、彼らの持つジェンダー規範が旧来のままである場合には、たとえジェンダーの観点からの配慮が為されるべき法についての法関連行為であっても、最初からジェンダーバイアスがかかったものとなってしまう。

そのうえ、弁護士や裁判官などの法機関も、自らのジェンダー規範に左右されるだけでなく、ジェンダーに関する社会の人々の行為に、直接的な影響も受けうる。たとえば、社会の側のパッシングの潮流に影響を受けることもある。これを報道するメディアが持つ意味は大きい。一方で、法機関がこのような影響を受ける可能性があることに注目し、大きく政策に関わる訴訟においては、裁判傍聴への参加や世論形成への取り組みが、当事者側の支援団体などによって行われる場合もある。

このような連関を経て生まれる当事者と法機関の法関連行為が相互に関わり、そこでそれぞれが解釈した「法なるもの」が形作られる。よって、ジェンダー規範が強い社会では、もちろん基本的には法制度の持つ強さに左右されるが、一方では被害がクレームの段階に至ることは数多くなく、そのうえたとえ裁判に至っても、たとえばレイプ神話に強く影響を受けた裁判官の判決のように、そこで現れる「法なるもの」は、旧来の社会のジェンダー規範をそのままに映し出したものになってしまうことさえある。他方、平等なジェンダー規範の浸透を重要な課題と置きそれに努める社会においては、たとえば、裁判官や行政官への効果的な研修の成果によってたとえ裁判官の内面規範が旧来のままであったとしても、少なくとも外面的な行為は変容されるし、結果的に判決にもその影響が現れる。

最後に、これらすべての連関で生じた、当事者の法関連行為、法機関による法関連行為、この過程で生み出された「法なるもの」は、これらが社会のなかに生じることによって、その社会におけるジェンダーに関わる法の現状であり到達点として、新しく、社会のジェンダー状況、ジェンダー規範やジェンダー認識を方向づける。こうして、法と社会は、途切れることなく互いを構成し合う。

(2)以上のような法連関モデルの抽出から明らかにできたことは、新しい立法や法の変革はそれ自体が意味を持つため法や理論がど

のように生まれたかを見ていくことが重要である一方、いったん生み出された法が、法の連関の中で、当事者や法機関の法連行為が生み出す「法なるもの」としてどのように存在しているのかを観察し続けることの重要性である。特に、家族間、男女間などのような日常的な関係での権力や、旧来からの集団間の権力の関係を変更しようとする法についてその重要性は大きい。

立法や判決、法の運用による権利の形成は、その権利を持つ人々に合法性という権力を付与し、これによって個々の関係における従来の権力構造を変えていく。しかし、人々の日常的な関係に関わる権力や規範意識の変更と大きく関わる法に対しては、モデルで見たように、二重にも三重にも重なり合った連関のなかで、当事者や社会による強い反発が予想される。また、従来社会の周辺にあった社会メンバーをより中心に近い位置に位置付ける法に対しても同様である。それらは、時に、当事者、法機関などのあらゆるレベルでの法の回避や法の形骸化を導き出し、また時には、法の形成や執行への強い反発を導き出す。強制力のある法の形成を前提としながらではあるが、一方で、このような法が、どのような内容、強制の様態、実施の方法、支援の仕方を持つべきかについては、とりわけジェンダーやマイノリティに関する法については、より注意深くあらゆる段階での人々においての日常的な意識の変更を含めて検討されなければならないことが分かる。とはいえ、強制力を持つ法が社会の変動を導く力は強いのであって、まさに、法の連関性の観点からの検討がとりわけ欠かせないものであると言える。

以上より、たとえばジェンダーに関する課題については、法の連関についてより詳細な検討が行われることで、法の機能の仕方、実質化の過程を十分に検討する必要があることが明らかになった。他方、法分野の特性から考えるならば、法の形骸化や回避の可能性についても不可避に生じ得ることという観点から、これらが十分に検討されなければならないだろう。

(3)なお、このモデルで重要なが見えにくいままに残されているのが法機関を中心に置いた政策過程であるが、これについては、すでに政策循環のモデルが存在する。政策循環もモデルを見たうえで上記の法連関モデルを見ていくことで、その法が実質化される際の課題をより十分に理解することができる。

(4)最後に、上記のような複数の法連関を視野に入れた研究は、研究分野と研究者の細分化によってたとえばジェンダー研究においても十分に多くは見当たらないが、研究を教育に生かした社会に還元するためには不可欠のものである。法連関モデルに照らし合わせて法を理解する必要性をより明らかに

するために、また法連関自体の理解のために、たとえば法機関による法の形骸化の事例やレイプ・クレーミングの暗数などの具体例と数字による提示などの調査と理論が、その分野の法連関の観点から統合的にまとめられた研究の持つ意義は大きい。また、法の形骸化現象や回避、クレーミング・告発の取りやめなどの法連関における諸現象を、個別事例としてではなく分野横断的に研究し法分野として比較検討する必要性も明らかになった。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

三輪敦子、女性を平和構築の主役に 国連安全保障理事会決議 1325 号の意義と課題、ウィラーン、722 巻、2013 年、6 - 9 頁

三輪敦子、アラブ諸国における民主化・法・女性に関する意見交換、グローブ、2013 冬、4 - 5 頁

三輪敦子、権利の普遍性を文化の特異性に架橋するための実践的枠組の検討、研究紀要、査読有、第 18 号、2013 年、1 - 21 頁

[学会発表](計7件)

澤敬子、司法におけるジェンダー・ダイバシティと権利の実質化、日本法社会学会 2015 年学術大会、2015 年 5 月 10 日、首都大学東京

柿本佳美、Lay Jury System and Social Bias, XVIII ISA World Congress of Sociology, 2014 年 7 月 16 日、パシフィコ横浜

Keiko Sawa, The Role of Women Lawyers in Gender Issues in Japan, International Working Group on Comparative Study of Legal Profession of RCSL, 2014 年 7 月 9 日, Chiemsee

Atsuko Miwa, Gender Justice or Retention of Public Order and Morals? From the Cases of Japanese Courts, International Working Group on Comparative Study of Legal Profession of RCSL, 2014 年 7 月 8 日, Chiemsee

Yoshimi Kakimoto, Women behind Law: Commercial Reproductive Tourism and the Japanese Law System, RCSL 2013, 2013 年 9 月 5 日, Toulouse

南野佳代、司法へのアクセスとジェンダー公平、日本法社会学会 2013 年学術大会、2013 年 5 月 11 日、青山学院大学

Keiko Sawa, Judicial Education on Gender in Japan in the Light of Civil Law Tradition, 2012 International Conference on Law and Society, 2012 年 6 年 8 日, Honolulu

〔図書〕(計 2 件)

三輪敦子他、『地球市民の人権教育』、2015 年、67 - 79 頁

澤敬子他、『現代社会を読み解く』2015 年、晃洋書房、165 - 180 頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

澤 敬子 (SAWA, Keiko)  
京都女子大学・現代社会学部・准教授  
研究者番号：60340444

### (2) 研究分担者

三輪 敦子 (MIWA, Atsuko)  
公益財団法人世界人権問題研究センター・研究第 1 部・研究員  
研究者番号：904141191

### (3) 研究分担者

南野 佳代 (MINAMINO, Kayo)  
京都女子大学・法学部・教授  
研究者番号：60329935

### (4) 研究分担者

手嶋 昭子 (TEJIMA, Akiko)  
京都女子大学・法学部・准教授  
研究者番号：30202188